

静岡発基 1119 第 2 号
令和 3 年 11 月 19 日

各機関・団体の代表者 殿

静岡労働局長
(公印省略)

「静岡県の最低賃金」の周知について（協力依頼）

平素、労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、静岡県内の特定の産業で従事する労働者に適用される 4 件の「静岡県特定最低賃金」が改正されることとなりました。

つきましては、「静岡県最低賃金」（時間額 913 円）を含めた各最低賃金の金額等を記載したポスター及びリーフレット等を送付いたします（ポスターは後日別便となります。）ので、貴事業所に掲示・配架する等御活用いただき、周知・啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、「静岡県最低賃金」の改正につきましては、本年 9 月 24 日付けで広報紙（誌）・ホームページ等への掲載をお願いしているところですが、このたび改正された「静岡県特定最低賃金」につきましても、同様に広報紙（誌）・ホームページ等への掲載による幅広い周知について、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

掲載に当たっては別添の掲載文例を参考にいただき、また、ホームページ等で広報いただく場合はリンク等で次のアドレスを御利用いただけると幸いです。

(静岡労働局ホームページ最低賃金掲載ページ)

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

なお、御多忙中恐縮とは存じますが、最低賃金に係る広報の参考にするため、「静岡県特定（産業別）最低賃金」の改正に係る掲載状況等について、別紙にて令和 4 年 1 月末日までに御回答賜りたく併せてお願い申し上げます。

<担当>静岡労働局労働基準部賃金室 工藤・寄田

〒420-8639 静岡市葵区追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎 3 階

電話 054-254-6315

Fax 054-221-7038

静岡県の「特定最低賃金」改正のお知らせ

静岡県内の特定の産業に従事される労働者に適用される「特定最低賃金」について、令和3年12月20日から改正された金額が発効します（しました）。
このため、既に10月2日に改正されている「静岡県最低賃金」と併せ、静岡県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

最低賃金名	時間額	効力発生日
【地域別最低賃金】		
静岡県最低賃金	913円	令和3年10月2日
【特定最低賃金】		
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915円	令和3年12月20日
鉄鋼、非鉄金属製造業	954円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	970円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939円	

※【静岡県最低賃金】と【特定最低賃金】の両方が適用される場合には、各発効日時点における最低賃金額の高い方が適用となります。

したがって、タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業の場合、令和3年10月2日から令和3年12月19日までは静岡県最低賃金（時間額913円）、令和3年12月20日からは特定最低賃金（時間額915円）が適用となります。

詳しくは、静岡労働局ホームページをご覧ください。

不明な点は静岡労働局賃金室（電話：054-254-6315）又はお近くの労働基準監督署にお尋ねください。

紙面の関係で掲載が難しい場合には、静岡労働局ホームページへのリンクでも構いません。

どうぞよろしくお願いいたします。

(静岡労働局ホームページ最低賃金掲載ページ)

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

静岡労働局労働基準部賃金室 へ

4件の静岡県特定最低賃金の機関紙（誌）等への掲載状況について

標記の件について以下のとおり回答します。

1 機関紙（誌）等への掲載状況（該当箇所に○を付けてください。）

ア) 4件の金額まで掲載した（又は掲載予定）

（機関紙名： 、掲載月： 月号）

イ) 4件の金額までは掲載していないが、特定最低賃金の改正について掲載した（又は掲載予定）

ウ) 特定最低賃金の改正に関することは特に掲載していない（掲載予定なし）

2 ホームページへの掲載状況（該当箇所に○を付けてください。）

ア) 4件の金額まで掲載した

イ) 4件の金額までは掲載していないが、特定最低賃金の改正について掲載した

ウ) 特定最低賃金の改正については掲載していないが、静岡労働局HPのリンクを貼っている

エ) 特定最低賃金に関することは特に掲載していない

3 機関紙（誌）、ホームページ以外に特定最低賃金について掲載した場合

（ ）

○貴団体の名称等

名称等			
所在地			
電話番号		FAX番号	
担当部署		担当者名	
機関紙（誌）等名			
発行部数		発行日	

※ 御回答はFAXで構いません。（送付状も不要です。） FAX番号 054-221-7038

※※掲載済みの機関紙（誌）等の該当箇所の写しについて、併せてFAX送付願えれば、幸いです。

御協力ありがとうございました。

（問い合わせ先）静岡労働局労働基準部賃金室 工藤・寄田

〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階

電話 054-254-6315